「なんでも情報局アンテナ」への掲載条件

掲載できる団体（掲載優先順）

①市内の公共的施設を活動場所とし、常時活動している市民サークルや団体
②市から後援・共催を受けている団体
③市内のその他団体（学校、社会福祉施設、保育園、幼稚園、商工会議所、NPO 法人等）
④官公署
⑤市外のその他団体

市民サークル・団体とは
２人以上で構成され、構成員の半数以上が市民で、年齢や性別等を除き、加入に特別な条件の必要がないもの

掲載できる内容

① 市内の公共的施設で行われる催し（講座・講演会・イベントなど）や活動の会員募集（会員募集を目的とした体験会は会員募集に含む）で公募するもの※オンラインを除く
② 官公署のお知らせや募集
③ オンライン講座の場合は、市内団体または市の後援・共催を受けているイベント
④ 以下のいずれにも該当しないもの

- □ 政党・政治的・宗教的活動に関連したり連想させたりするもの
- □ 営利活動・個人活動のもの
  ※間接的なもの・将来営利につながる可能性のあるもの、塾や私が教えます式のものを含む
- □ 費用や入会金・月額等が高額なものや内訳が不明瞭なもの
- □ 講師・指導者が、団体の責任者や原稿の問い合わせ先・申し込み先になっているもの
- □ 問い合わせ先（原則電話番号）が市外のもの
- □ 参加・加入に特別な条件（会員限定など）のあるもの　※年齢・性別は除く
- □ 期日までに連絡先の確認ができなかったもの
- □ 同一年度内に掲載したことのある催しもの
- □ 異なる団体だが、問い合わせが同一人物である記事の同一号掲載
- □ 過去の掲載で苦情やトラブルのあった団体のもの
- □ その他、行政広報として掲載にふさわしくないと判断されるもの

公共的施設とは

① 国や都や自治体所有の施設　②地域の集会所　③広く一般に貸し出しを行っている場所

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第１章第二条に該当するもの、貸し出し場所の管理者が主催または申し込み者の場合を除く）

※市外公共的施設は温水プールや使用料助成対象ホール等、市内に同じような施設がないもののみ可

原稿の作成について

① 必ず専用の申し込み用紙を使い、正確に枠内に収めて提出してください。

※掲載後に生じた問題に関しては、市は一切の責任を負いません。

② 催しと会員募集を同じ号へは掲載できません。

③ 同一団体の掲載は、催しは**１か月以上（年間１２回まで）**、会員募集は**６か月以上（年間２回まで）**の間隔をあけてください。連続掲載はできません。

④ 問い合わせ（申し込み先）は、①電話のみ②電話と電子メール③**電話と https で始まる SSL 対応済みの**団体ＵＲＬのいずれかを掲載できます。ＵＲＬは２次元コードで掲載します。ＵＲＬを掲載希望する場合は２次元コードを原稿と一緒に提出してください。

原稿の提出方法

◎持ち込み…企画部秘書広報課広報係（市役所４階）☎０４２８－２２－１１１１

※土・日曜日、祝日を除く午前８時３０分～午後５時

◎ファックス…０４２８－２１－２８７９

※送信後に秘書広報課へファックスが届いているかご確認ください。

◎専用フォーム…https://logoform.jp/f/q09mt

または右記２次元コードから

原稿提出後

① 掲載に際して、広報係から電話番号と掲載内容の確認連絡を行います。着信や留守番電話が残っていましたら、秘書広報課広報係まで折り返しご連絡をお願いします。

② ページの構成等により、文意を損ねない程度に加筆・除筆等を行います。

③ 市から会員名簿や活動状況を確認できる書類（予算や決算、計画書など）の提出を求めることがあります。

④ 広報紙面は青梅市ホームページにも掲載しています。

原稿の提出期限（期限後は原稿を掲載することができません）

◆青梅市ホームページ（右記２次元コード）からご確認いただくか、
直近の広報おうめ「なんでも情報局アンテナ」のページでご確認ください。

※１月１日号はなんでも情報局アンテナ欄は休載です。１月１５日号は締切日が早まります。

あなたの提出した原稿は　　月　　日号に掲載予定です。